

ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ  
**インカム・ストラテジー・ポートフォリオ**  
 ルクセンブルグ籍オープンエンド契約型外国株式投資信託（米ドル建て）

## 分配金のお知らせ

平素は格別のご厚情を賜り厚くお礼申し上げます。

当ポートフォリオは2019年7月22日に分配を実施いたしました。分配金は0.021580米ドルです。  
 この結果、当ポートフォリオの分配金利回り<sup>(注)</sup>は4.50%となり、前回までの6.00%からは引き下げられております。

今回の引き下げは、①ハイ・イールド債券およびバンクローン発行体の良好なファンダメンタルを背景に、米国債とのスプレッド（利回り格差）が縮小していること、②米国債の利回りが総じて低水準で推移していること、の2点から当ポートフォリオの平均利回り（費用等控除前）は6%を下回る状態が継続する状況となったため、純資産価格の水準等も勘案し、決定されました。

引き続き、ハイ・イールド債券とバンクローンへの分散投資を通じてインカムゲインの獲得を目指しつつ、金利変動リスク等に配慮したポートフォリオ運営を行うという運用方針には変更はございません。今後も安定的で継続的な分配を目指して参る所存ですので、ご愛顧賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

注：分配金利回りの計算方法 当月分配金(米ドル)/前月分配後1口当たり純資産価格(米ドル) × (365/前月分配日翌日から当月分配日までの実日数)  
 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

### 一口当たり純資産価格の推移



※期間：1997年12月12日～2019年7月22日(月次)、純資産価格とは、1口当たりの純資産価格を指します。  
 純資産価格 (分配金込) は、1口当たりの純資産価格に税引前の分配金額(累計)を加えた数字をもとに計算されています。

### 分配金実績 (2019年初来)

日付	純資産価格 (米ドル)	分配金 (米ドル)	分配金利回り	騰落率 (前月比)
2019/01/22	5.36	0.028588	6.00%	2.3%
2019/02/20	5.41	0.025552	6.00%	1.4%
2019/03/20	5.46	0.024901	6.00%	1.4%
2019/04/23	5.49	0.030516	6.00%	1.1%
2019/05/20	5.46	0.024367	6.00%	-0.1%
2019/06/20	5.47	0.027824	6.00%	0.7%
2019/07/22	5.47	0.021580	4.50%	0.4%

### 分配金実績 (直近5年および設定来)

期間	分配金 (米ドル、年間合計額)
設定来	10.137413
2015年	0.352712
2016年	0.329851
2017年	0.347031
2018年	0.341635
2019年初来	0.183328

※騰落率(前月比)は1口当たりの純資産価格に税引前の分配金額を加えた数字をもとに計算されています。

※上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※本資料の3ページ以降に当ファンドに係る投資リスク、費用、その他の重要事項を記載しておりますので、必ずご覧下さい。

ポートフォリオの平均利回りの推移



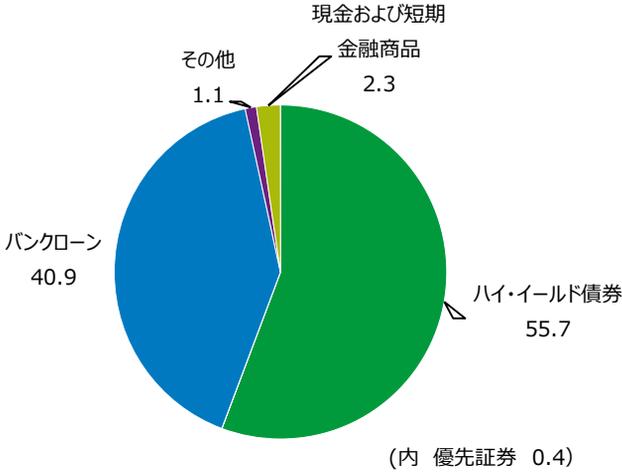
期間：2016年1月4日から2019年7月19日（日次）  
 上記は当ファンドのポートフォリオにおける債券の平均利回り（費用等控除前）を集計したものです。

格付構成（%、2019年6月20日時点）

格付	保有比率
Aaa	-
Aa	-
A	-
Baa	2.0
Ba	35.7
B	46.3
Caa	9.2
Ca	-
C	-
NR	4.5
その他	2.3
平均格付	B

※比率は対純資産比  
 ※ムーディーズ・インベスターズ・サービス社格付を使用  
 ※NR：格付情報なし  
 ※その他には現金および短期金融商品の保有比率を含みますが、借入れを利用した投資を行った場合には、マイナス表示となることがあります。  
 ※平均格付は当ポートフォリオの信用格付ではありません。  
 ※平均格付はNRおよびその他の組入れを除き、保有している有価証券を加重平均し算出しております。

資産別構成比率（%、2019年6月20日時点）



※ハイ・イールド債券には優先証券を含みます。  
 ※現金および短期金融商品の保有比率は、借入れを利用した投資を行った場合、マイナスとなることがあります。

※上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を保証するものではありません。  
 ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※本資料の3ページ以降に当ファンドに係る投資リスク、費用、その他の重要事項を記載しておりますので、必ずご覧下さい。

## 投資信託説明書（交付目論見書）のお問い合わせ、ご請求

日本における販売会社にご請求ください。※以下の表は原則基準日時点の情報を基に作成したものです。その正確性、完全性を保証するものではありません。

金融商品取引業者名		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資顧問 業協会	一般社団法人 金融先物取引 業協会	一般社団法人 第二種金融商 品取引業協会
いちよし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第24号	○	○		
岡三証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第53号	○	○		○
極東証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第65号	○			○
みずほ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第94号	○	○	○	○
丸三証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第167号	○			
三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第180号	○	○		
SMBC日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○	○
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2336号	○	○	○	○
安藤証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第1号	○			
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第140号	○		○	○

### <管理会社>ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エー

- ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ(以下「BGIS」または「ファンド」といいます。)の管理・運用業務ならびに受益証券の発行および買戻業務を行います。
- ルクセンブルグ1915年商事会社法(改正済)に基づき、ルクセンブルグにおいて1990年6月8日に設立されました。
- 資本金は、50万アメリカ合衆国ドル(約5,553万円)で、2018年8月末日現在全額払込済です。  
(注)アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」といいます。)の円貨換算は、便宜上、2018年8月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=111.06円)によります。
- 2018年8月末日現在、BGISの5本のポートフォリオを管理しており、BGIS全体の純資産総額は、約23億2,470万米ドルです。

### <オルタナティブ投資ファンド運用会社>ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド

- ファンドのサブ・ファンドであるインカム・ストラテジー・ポートフォリオ(以下「ポートフォリオ」といいます。)の組入証券の管理およびリスク管理等を行います。  
(注)2019年1月17日付で、ファンドの投資運用会社であったブラックロック・アセット・マネジメント・シュワイツ・アー・ゲーが退任し、これに代わり、ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッドがファンドのオルタナティブ投資ファンド運用会社に就任しました。

### <投資顧問会社>ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク

- ポートフォリオの資産に関する投資運用業務等を行います。

### <保管受託銀行および管理事務代行会社>ステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・シー・エー

- ファンド資産の保管受託銀行業務、会計帳簿の記帳および受益証券の純資産価格の計算業務を行います。

### <登録・名義書換事務代行会社および支払事務代行会社>J.P.モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エー

- ファンドの登録および名義書換事務代行会社として受益証券の発行、買戻業務等を行います。支払事務代行会社として支払事務代行業務等を行います。

### <管理業務会社>ブラックロック・オペレーションズ(ルクセンブルグ)エス・エー・アール・エル

- 会社関係業務および管理調整業務を行います。

### <総販売会社>ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド

- 受益証券の販売業務、販売促進業務およびマーケティング業務ならびに販売会社の選任を行います。

### <代行協会員>三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社

- 日本における代行協会員業務を行います。

### <日本における販売会社>

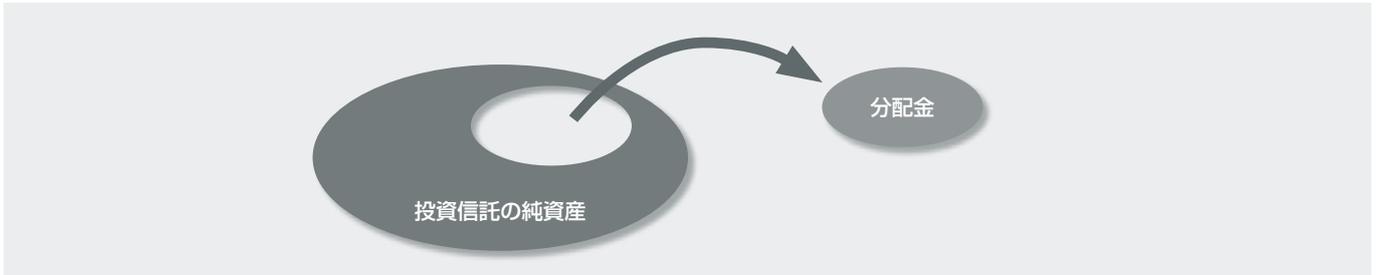
- 日本における受益証券の販売・買戻しの取扱業務を行います。
- 日本における販売会社については、以下にお問い合わせ下さい。  
三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社(代行協会員)  
東京都千代田区大手町一丁目9番5号 大手町フィナンシャルシティ ノースタワー  
ホームページ: <http://www.pb.mufg.jp/> 「外国投資信託の運用報告書(全体版)および申込取扱場所」をご参照下さい。

本資料は、当ポートフォリオの理解を深めていただく為の情報提供を目的として、投資顧問会社であるブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インクが信頼できると判断したデータにより作成した販売用資料ですが、その情報の正確性、完全性等について投資顧問会社が保証するものではありません。運用実績・データ等は作成日現在のものであり今後の運用成果を保証するものではありません。本資料に記載された市況やポートフォリオの見通し等は、作成日現在の投資顧問会社の見解であり、今後の経済動向や市場環境等の変化、あるいは金融取引手法の多様化に伴う変化に対応し、予告なく変更される可能性があります。本資料において、1口当たりの純資産価格は報酬等を控除した後の価格、分配金は課税前の金額を使用しております。投資信託は株式・公社債等の値動きのある証券(外国証券には為替リスクもあります)に投資しますので1口当たりの純資産価格は変動します。従って元本が保証されているものではありません。投資信託財産に生じた損益は全て投資家の皆様に帰属いたします。投資信託のお申込みに際しましては、必ず最新の投資信託説明書(交付目論見書)、契約締結前交付書面等(目論見書補充書面を含む)の内容をあらかじめご確認の上お客様ご自身でご判断ください。投資信託は、登録金融機関でご購入いただいた場合、投資者保護基金の対象とはなりません。また投資信託は預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。アメリカ合衆国居住者にポートフォリオの募集/販売を行うことは禁止されています。

## 収益分配金に関する留意事項

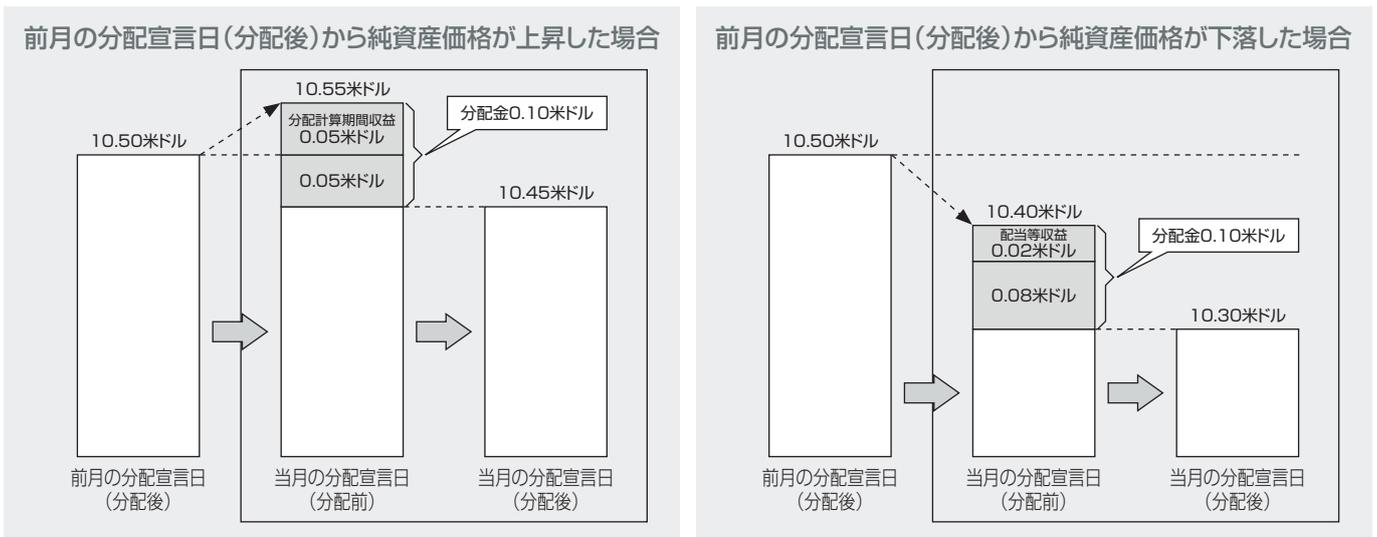
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、受益証券1口当たり純資産価格は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

### <投資信託の分配金が支払われるイメージ>



- 分配金は、分配計算期間中に発生した収益(実現益および未実現益)を超えて支払われる場合があります。その場合、分配宣言日の受益証券1口当たり純資産価格は前月の分配宣言日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも分配計算期間におけるポートフォリオの収益率を示すものではありません。  
※「分配計算期間」とは、前月の分配宣言日から当月の分配宣言日までの期間をいいます。

### <分配計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合(純資産価格が米ドル建ての場合で表示しております。)>



(注1) 分配金は、分配方針に基づき支払われます。

(注2) 上記はイメージ図であり、実際の分配金額や受益証券1口当たり純資産価格を示唆するものではありませんので留意下さい。

- 投資者のポートフォリオの購入価格によっては、分配金の一部またはすべてが、実質的には投資元本の一部払戻しに相当する場合があります。この場合においても、投資元本の一部払戻しに相当する部分を含め、分配金はすべて課税対象となります。ポートフォリオ購入後の運用状況により、分配金額より純資産価格の値上がりがかさかった場合も同様です。



# 投資リスク

## 受益証券1口当たり純資産価格の変動要因

ポートフォリオの受益証券1口当たり純資産価格は、ポートフォリオに組み入れられる有価証券等の値動きのほか為替変動による影響を受けて下落または上昇するため、これにより投資元本を割り込むことがあります。したがって、元金が保証されているものではなく、損失を被ることがあります。これら運用による損益はすべて受益者(投資者)に帰属します。投資信託は、預貯金と異なります。

ポートフォリオに対する投資は、ポートフォリオの受益証券の純資産価格の変動、信用リスク、レバレッジ・リスク、金利リスク、為替リスク、かかるポートフォリオの組入対象およびポートフォリオの受益証券の流動性リスク、ならびにその他のリスクを含む、重大なリスクを伴います。

ポートフォリオは、様々な証券に投資します。ポートフォリオが有する主なリスクとしては、以下のものがあります。

### ■受益証券の価格

受益証券の価格および受益証券からの収益は、上昇することも下落することもあります。投資者は、自身にとっての基準通貨以外の通貨で投資する場合、かかる基準通貨に対して上昇することも下落することもある為替変動の影響を受けるということを認識するべきです。

### ■ハイ・イールド債券

定評のある格付会社の低いカテゴリーの格付が付されているか、またはこれと同等であると投資顧問会社が考える格付が付与されていないハイ・イールド債券に投資することができます。ハイ・イールド債券は高利回りを期待できますが、高格付が付されている低利回りの固定利付証券より市場の変動の影響を受けやすくまた利益および元本の損失リスクにさらされることがあります。景気および金利水準がハイ・イールド債券の価格に著しい影響を及ぼすことがあります。

### ■コーポレート・ローン

ポートフォリオが利息を取得するコーポレート・ローンは、レバレッジド・バイアウト・ローン、レバレッジド・リキャピタリゼーション・ローンおよびその他の種類の買収ローン等の高いレバレッジ効果を得ているローンを含むことがあります。ポートフォリオは、米ドル以外の通貨建て多額の収益をもたらすアメリカ合衆国の借主に対するコーポレート・ローンに投資することができます。かかるアメリカ合衆国外の借主およびアメリカ合衆国の借主に対するローン(当該借主の米ドルで表示されないまたは米ドルで支払われないローンを含みます。)は、為替レートの変動、将来の政治的および経済的展開、当該ローンに適用される為替管理の施行、またはその他のアメリカ合衆国外の政府もしくはアメリカ合衆国政府による法令もしくは制限の施行の可能性等の、一般にアメリカ合衆国の投資に関わりのないリスクを伴うことがあります。

予定の利息もしくは元本が支払われない場合に、ポートフォリオは、権限を有する支払を受けられなくなり、これにより投資証券および当該ポートフォリオの受益証券の純資産価格の価値が低下することもあります。

ポートフォリオの保有証券は、金利がローンの期間中固定されるコーポレート・ローンに投資されることがあります。長期の金利再設定期間を有しまたは固定利付のコーポレート・ローンは、概して、実勢利率が変動している場合には、金利リスクがより大きくなります。

高いレバレッジ効果を得ている取引に関連するコーポレート・ローンは、ポートフォリオが投資するその他のコーポレート・ローンより大きな信用リスクにさらされます。かかる信用リスクには借主が債務不履行または破産に陥る可能性がより高いというリスク、およびローンを保証するための担保設定が、適用法に基づき借主のその他の債権者の権利に対し無効とされまたは劣後し得る詐欺的譲渡または優先的移転を構成すると主張される可能性があるというリスクが含まれます。高いレバレッジ効果を得ているコーポレート・ローンはまた、他のコーポレート・ローンより流動性を欠くことがあります。

ポートフォリオがコーポレート・ローンに基づき債務不履行状態にある借主に対して直接権利を執行することが必要な場合、ポートフォリオは、訴訟費用を負担し、当該回収手続に内在する請求実現の不確実性に服します。

### ■ディストレスト証券

債務不履行中または債務不履行となる高いリスクを有する会社が発行している証券(以下「ディストレスト証券」といいます。)への投資は大きなリスクを伴います。当該投資は、証券が投資顧問会社による公正価値の認識と相当程度異なる

るレベルで取引される場合、または証券の発行体が交換募集を行うかもしくは再建計画の対象になる合理的な見込みがあると投資顧問会社が考える場合にのみ行われます。ただし、かかる交換募集が行われることまたは当該再建計画が採用されることについて、保証されず、または、かかる交換募集もしくは再建計画に関して受領された証券またはその他の資産が投資の実行時に予測されたより低い価格または収益可能性をもたないことについて保証されません。加えて、ポートフォリオがディストレスト証券に投資する時点と当該交換募集または再建計画の完了時点との間に、相当の時間の経過が生じることがあります。かかる期間中、ポートフォリオがディストレスト証券につき金利の支払を受ける確率は低く、当該ポートフォリオは、公正価値が実現されるか否か、および交換募集または再建計画が完了するか否かについて極めて不安定な状態にさらされ、また当該ポートフォリオが、交換募集の可能性または再建計画に関する交渉過程においてその利益保護のために一定の費用負担を求められることもあります。

ポートフォリオは、財務上または収益上の様々な問題に直面し、異なるタイプのリスクを示している発行体の証券に投資することができます。ポートフォリオの、財務状態の弱い企業や機関の株式関連証券または固定収益の譲渡性のある証券への投資は、資本への相当な需要や、負の価値を含むことがあり、発行体を破産や再建手続に巻き込まれたり巻き込むことがあります。

### ■固定利付の譲渡性のある証券

債務証券は、信用度に関する客観的および主観的判断基準に服します。格付を付与されている債務証券の「格下げ」またはファンダメンタルな分析には基づかない否定的評判および投資家の判断は、特に薄商いの市場において証券の価値および流動性を低下させます。

実勢利率の変動および信用度が、ポートフォリオに影響することになります。

一般的に金利が下落すると固定利付証券の価格は上昇し、金利が上昇すると固定利付証券の価格は下落する、という具合に、ポートフォリオの資産価値は、市場の金利変動の影響を受けます。金利変動への反応は、短期証券の価格の方が長期証券に比べ、概して少なくなります。

### ■国際投資

国際的な投資は、為替相場の変動、将来の政治的および経済的發展ならびに為替管理またはその他の国家の法律もしくは制限が課される可能性を含む一定のリスクを伴います。各国の証券価格は、その異なる経済、金融、政治および社会的要素により影響を受けます。ポートフォリオは、様々な通貨建ての証券に投資するため、為替相場の変動は、ポートフォリオの組入証券の価値に影響を及ぼします。更に、ポートフォリオの投資は、回収不能な源泉税の対象となることがあります。

上記は純資産価格の主な変動要因であり、変動要因は上記に限定されるものではありません。

#### その他の留意点

ポートフォリオの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

### リスクの管理体制

投資顧問会社およびオルタナティブ投資ファンド運用会社のポートフォリオ・マネジャーおよびリスク管理部門は、リスクを管理し、ファンドが保有する証券に対する市場動向の影響具合をモニターしています。運用チームは、発行体の全体的な状況をモニターしています。これらの要因の継続的なモニターに基づき、ポートフォリオ・マネジャーは、特定の投資対象のリスク要因がファンドにとって適切であるか否かを積極的に決定します。リスクの水準が容認し難いほどまで上昇していると決定される場合、より適切と考えられる程度までリスク水準を低下させるため、ポートフォリオの再構築を行います。

ポートフォリオは、ヘッジ目的のためにのみデリバティブ取引等を行っています。投資顧問会社およびオルタナティブ投資ファンド運用会社は、デリバティブ取引等の想定元本がポートフォリオの純資産総額を超えないように管理しています（いわゆる簡便法）。

（注）上記の記載は、2019年1月17日現在のものです。リスクの管理体制は、変更される場合があります。

# 手続・手数料等

## 手続

購入(申込み)単位	100口以上10口単位もしくは100米ドル以上1米セント単位、または管理会社が決定するその他の申込単位 申込単位は、日本における販売会社によって異なります。具体的な申込単位については、日本における販売会社にお問い合わせ下さい。
購入(申込み)価格	各申込注文が有効になる評価日のクラスJ受益証券1口当たり純資産価格とします。
購入(申込み)代金	<p>投資者は、申込注文の成立を日本における販売会社が確認した日(通常発注日の日本における翌営業日)(以下「日本における約定日」といいます。)から起算して日本における4営業日目までに申込金額および申込手数料を日本における販売会社に支払うものとします。「日本における営業日」とは、日本における金融商品取引業者の営業日をいいます。詳細は日本における販売会社にお問い合わせ下さい。</p> <p>申込金額は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款(以下「口座約款」といいます。)に従い米ドル貨またはその円貨相当額で支払うものとし、円貨との換算は、東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、日本における販売会社が決定するレートによるものとします。</p> <p>日本における販売会社においては、口座毎に申込注文金額を受益証券1口当たり純資産価格で除して算出した口数を合計することで申込口数の合計を算出することがあります(ただし、日本における販売会社が別途取り決める場合は除きます。)。一方、管理会社においては、日本における販売会社からの申込注文金額合計額を受益証券1口当たり純資産価格で除し、申込口数の合計を算出することがあります。</p>
換金(買戻し)単位	10口単位もしくは0.01口単位、または管理会社が決定するその他の買戻し単位 買戻し単位は、日本における販売会社によって異なります。具体的な買戻し単位については、日本における販売会社にお問い合わせ下さい。
換金(買戻し)価格	買戻し価格は、原則として、買戻し注文が有効となる評価日に計算される受益証券1口当たり純資産価格です。
換金(買戻し)代金	口座約款の定めるところに従って、日本において買戻し請求の成立を確認した日(通常発注日の日本における翌営業日)から起算して原則として日本における4営業日目以降に、日本における販売会社を通じて支払われます。詳細は日本における販売会社にお問い合わせ下さい。
申込締切時間	日本における販売会社の定める申込みまたは買戻し請求の締切時間までに受領されたものを当日の申込みとします。詳細は日本における販売会社にお問い合わせ下さい。
換金(買戻し)の制限	管理会社は、いずれか1評価日または連続する7評価日にわたる期間中に、当該評価日または当該期間の開始日時点でポートフォリオの発行済みの受益証券口数の10%を超えて買戻し義務を負わないものとします。したがって、買戻しは、買戻し請求の受領日後7評価日を超えない期間にわたり延期することができます(ただし、常に上記上限に服します。)。買戻しの延期の場合、当該受益証券は、買戻しが有効となった日の1口当たり純資産価格で買戻しされます。

(注)「評価日」とは、ニューヨークの銀行営業日であり、ルクセンブルクの銀行営業日であり、かつ日本の金融商品取引業者の営業日である日、または管理会社の取締役会が決定し、合理的に実施可能な場合には受益者にあらかじめ通知するその他の日をいい、当該受益証券の純資産価格の決定の停止または本書に記載される受益証券の発行の停止の場合を除きます。

購入・換金申込受付の中止および取消し	<p>管理会社は、以下の期間中、受益証券1口当たり純資産価格の決定および受益証券の発行を停止することができ、かつポートフォリオの受益証券の買戻しを請求する受益者の権利を停止することができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① ポートフォリオの組入証券の相当部分が当該時取引されている主たる市場または証券取引所が、通常の休日以外に閉鎖されている期間、または取引が実質的に制限もしくは停止されている期間。</li> <li>② 緊急事態の存在によってポートフォリオにより組入証券の売却ができない期間。</li> <li>③ ポートフォリオの組入証券の価格または市場もしくは証券取引所における時価を決定するため通常使用されている通信手段が故障している期間。</li> <li>④ ポートフォリオの組入証券の売却または支払に関する送金ができない期間。</li> <li>⑤ 管理会社の取締役会が、純資産価格の決定が実行不可能、または、その他ポートフォリオの受益者の最善の利益に反するとみなす期間。</li> <li>⑥ ポートフォリオの組入証券の重要な部分を形成する投資信託の受益証券または投資証券の価格を決定することが不可能な場合(特に、当該投資信託の純資産価格の決定が停止される場合)。</li> <li>⑦ ファンドまたはポートフォリオの解散決定の場合、当該解散決定について受益者への最初の通知が公告された日以後の期間。</li> </ol>
信託期間	<p>ファンドおよびポートフォリオは、存続期間を無期限として設定されています。なお、ポートフォリオは、1997年12月12日に運用が開始されました。</p>
繰上償還	<p>管理会社は、①ポートフォリオの純資産総額が連続して30暦日以上の間減少し、5,000万米ドルを下回った場合または管理会社の取締役会が各受益者に対して30日前に通知を行って決定するそれを上回るもしくは下回る金額を下回った場合、または②ポートフォリオに影響を及ぼす経済的もしくは政治的状況の変化を理由として管理会社の取締役会が適切であるとみなす場合、ポートフォリオの資産を換金し、また影響あるクラスの受益証券を払い戻す場合には当該受益証券のすべての保有者に対して、30日の事前通知を発送することにより、ポートフォリオを償還することができます。</p>
計算期間	<p>毎年2月1日から翌年1月31日まで</p>
収益分配	<p>ポートフォリオの受益証券の純利益の全部または一部が、分配金が宣言される評価日における純資産価格の決定の直前の登録受益者に対し、毎月分配金として宣言されます。</p> <p>日本における販売会社は、分配金支払を確認できた必要な支払処理の完了次第、顧客に対して分配金を支払う予定です。日本における販売会社は、分配金が宣言される評価日における純資産価格の決定の直前の投資者に対し、原則として、毎月20日(当該日が営業日でない場合には、翌営業日)から日本における5営業日目を降より分配金の支払を開始します。分配金支払日は、日本における販売会社によって異なります。具体的な分配金支払日については、日本における販売会社にお問い合わせ下さい。</p>
信託金の限度額	<p>信託金の限度額については特に定めがなく、随時受益証券を発行することができます。</p>
運用報告書	<p>管理会社は、ポートフォリオの資産について、ポートフォリオの計算期間終了(毎年1月31日)後遅滞なく、投資信託及び投資法人に関する法律に従って、一定の事項について記載した運用報告書(全体版)および運用報告書(全体版)に記載すべき事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付されます。運用報告書(全体版)は、代行協会員のホームページに掲載されますが、受益者から交付請求があった場合には、交付されます。</p>
課税関係	<p>税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われます。</p> <p>ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。</p>
その他	<p>受益証券の購入申込みを行う投資者は、日本における販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、日本における販売会社は口座約款を投資者に交付し、投資者は口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨の申込書を提出します。</p> <p>管理会社は、約款により、「米国人」を含むがこれに限られないいずれかの者、企業または法人によって受益証券が所有されることを制限または妨げることを許可されています。詳細は請求目論見書をご参照ください。</p>

## 手数料等

### 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料(申込手数料)	<p>申込金額の<b>3.51%*(税抜3.25%)</b>を上限として、日本における販売会社が定めま す。具体的な申込手数料の金額または料率については、日本における販売会社にお 問い合わせ下さい。</p> <p>購入時手数料(申込手数料)は、購入時の商品説明および販売に関する事務手続等 の対価として、日本における販売会社に支払われます。</p> <p>*手数料率は、手数料率(税抜)にかかる消費税および地方消費税に相当する料率(8%)を加算した料率を 表記しております。</p>
買戻し手数料	買戻し手数料は徴収されません。

### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

#### ポートフォリオの運用管理費用(管理報酬等)

(年間管理報酬)	<p><b>0.60%</b>(毎月払い)</p> <p>クラスJ受益証券に帰属するポートフォリオの純資産価額から毎日生じます。 年間管理報酬は、約款に定める管理会社としての業務の対価として、管理会社に支 払われます。</p>
(年間販売報酬)	<p><b>0.45%</b>(毎四半期払い)</p> <p>クラスJ受益証券に帰属するポートフォリオの純資産価額から毎日生じます。 年間販売報酬は、投資者からの申込みまたは買戻請求を管理会社に取り次ぐ等の業 務の対価として、販売会社に支払われます。</p>
(年間代行協会員報酬)	<p><b>0.05%</b>(毎四半期払い)</p> <p>クラスJ受益証券に帰属するポートフォリオの純資産価額から毎日生じます。 年間代行協会員報酬は、受益証券1口当たり純資産価格の公表および受益証券に関 する目論見書、決算報告書その他の書類の日本における販売会社に対する送付等の 業務の対価として、代行協会員に支払われます。</p>
(その他の費用・手数料)	<p>保管報酬、管理事務代行会社報酬、名義書換事務代行会社報酬、管理業務会社手 数料については、随時変更されるため定められた料率を開示することができず、計算方 法または上限額等も表示することができません。</p> <p>ファンドの運営に関するすべての費用(税金、法務および監査費用(弁護士に支払う 開示書類の作成・届出業務等に係る報酬および監査人等に支払う監査に係る報酬 等)を含みます。)はファンドにより支払われます。特定のポートフォリオに帰属しない 経費および費用は、ポートフォリオに等分に配分されますが、通常、比率で示したポ ートフォリオの純資産価額をベースに比例的に按分されます。ファンドの一般的な管理 費用は、各ポートフォリオの受益証券の各クラスに、当該ポートフォリオの全クラスの 発行済み受益証券の総口数ベースで配分されます。</p> <p>ポートフォリオは、ルクセンブルグの年次税、所有する有価証券等の取引関連手数料 その他の費用を負担します。</p> <p>その他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限 額等を示すことができません。</p>

※手数料および費用等の合計額については、ポートフォリオの保有期間等に応じて異なるため表示することができません。

※詳しくは投資信託説明書(請求目論見書)をご参照下さい。